葛飾区公式 TikTok 運用要領

令和５年６月８日
５葛総広第 62 号
広報課長決裁
改正　令和７年３月 10 日
６葛総広第 281 号
広報課長決裁
改正　令和７年７月 17 日
７葛総広第 166 号

（目的）

第１条　この要領は、区が TikTok を区民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　TikTok　TikTok Pte. Ltd.社及び ByteDance 株式会社が提供する写真及び短時間の動画を無料で共有できるソーシャル・ネットワーキング・サービスをいう

（２）　アカウント　TikTok を利用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

（３）　公式 TikTok　葛飾区が設置・運用するアカウントをいう。

（４）　いいね　TikTok の投稿に対して、タップで肯定的な意思を示すことをいう。

（５）　コメント　他ユーザーの TikTok の投稿等に返信をすることという。

（６）　ダイレクトメッセージ　TikTok のユーザーにメッセージを送信することをいう。

（７）　フォロー　他のユーザーの投稿を受信するように登録することをいう。

（運営主体）

第３条　公式 TikTok の運営主体は葛飾区とし、アカウントの管理、投稿は広報課が行う。

２　当要領を適用する公式 TikTok アカウントは、以下の２アカウントとする。

（１）ユーザー名　：@katsushika_nankaii
　　アカウント名：「なんかいいよね、葛飾【公式】」

（２）ユーザー名　：@katsu2shika2
　　アカウント名：「かつかつしかしか」

（アカウント運用者の明示）

第４条　なりすましによる誤情報の流布を防ぐために、運営主体として公式 TikTok のユー

ザー名を、区ホームページ上に明示する。

（掲載内容）

第５条　公式 TikTok では、葛飾区に関連する情報を中心として、広報課長が広く区内・区外に周知すべき情報と判断したものについて、投稿をする。

（コメント、ダイレクトメッセージ及びフォロー）

第６条　他ユーザーからのコメントに対して、いいねや返信コメントを行えるものとし、運用方針は広報課長が別に定める。ダイレクトメッセージは原則行わないものとするが、限定的な使い方についてのみ運用方針を定めるものとする。

２　国・地方公共団体又は公共性の高い機関について、必要に応じフォローする。ただし、公式 TikTok によるフォロー（フォローからの解除を含む）は、フォロー先のアカウントに対して何らかの態度を表明するものではない。また、フォロー先の投稿等について関与するものでもない。

（投稿の非表示、報告）

第７条　公式 TikTok の投稿に対し、他のアカウントから以下に定めるコメントが行われた場合、広報課は、予告なく当該コメントを非表示にし、必要に応じて ByteDance 社に報告することができる。

（１）法令等に違反する内容、または違反するおそれがある内容
（２）特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
（３）政治、宗教活動を目的とするもの
（４）著作権、商標権、肖像権など、区または第三者の知的所有権を侵害するもの
（５）広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
（６）人種・思想・信条等の差別または差別を助長させるもの
（７）公の秩序または善良の風俗に反する内容
（８）虚偽や事実と異なる内容及び単なる噂や噂を助長させるもの
（９）本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
(10) 有害なプログラムなど
(11) わいせつな表現などを含む不適切なもの
(12) 前各号に掲げるもののほか、区が不適切であると判断したもの

（ホームページとのリンク）

第８条　公式 TikTok の投稿に記載するリンクのリンク先は、原則として葛飾区が運営するホームページのみとする。ただし、国、都、他自治体、公益法人、その他特に広報課長が必要と認めるものはこの限りでない。

（その他）

第９条　その他、この要領の実施について必要な事項は、広報課長が別に定める。

付　則　（令和５年６月８日広報課長決裁）
　この要領は、令和５年６月８日から施行する。

付　則（令和７年３月 10 日広報課長決裁）
　この要領は、令和７年３月 10 日から施行する。

付　則（令和７年７月 17 日広報課長決裁）
　この要領は、令和７年７月 17 日から施行する。